

事 務 連 絡
令和2年6月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

特別定額給付金事業における障害者への配慮に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、市区町村において、特別定額給付金（以下「給付金」という。）の支給・申請受付を開始しているところです。

給付金の受給のためには、申請手続が必要となりますが、障害者の中には、御自身だけでは申請手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃいます。

このため、今般、障害者の給付金の申請手続に関し、関係者の皆様に御配慮いただきたい事項について、下記のとおり整理いたしましたので、管内市区町村及び関係者へ周知いたたくとともに、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、総務省発出の「特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する協力依頼について（その2）」（令和2年5月19日付け事務連絡）及び「特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する協力依頼に係る自治体向けQ&Aについて」（令和2年6月9日付け事務連絡）については、厚生労働省からも周知の上、地方自治体の特別定額給付金担当との連携を依頼しているところであり、当該事務連絡による対応についても、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

記

（1）申請手続に関する支援について

給付金を受給するためには、申請手続を行う必要がありますが、障害者の中には、郵送された申請書の内容確認、必要事項の記入、市区町村への返送、オンラインでの申請等について、御自身で対応することが難しい方もいらっしゃいます。

給付金の受給を希望する障害者が、申請書が届いたことに気が付かないということや、申請手続を行うことができずに申請を断念するということが起こらないよう、自治体関係者や基幹相談支援センター職員、民生委員、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、施設職員、意思疎通支援従事者等の関係者（以下、単に「関係者」という。）・関係団体で連携し、積極的な情報提供と申請手続に向けた支援について、可能な限り御協力をお願いいたします。

なお、総務省において、やさしい日本語のリーフレットを作成しているほか、視覚障害者向けに点字データの公開、聴覚障害者向けに申請方法についての手話動画の作成とFAXでの相談窓口の開設をしていますので、支援の際にご活用ください。

（参考）総務省ホームページ（特別定額給付金 サポート情報）

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/support/#sec-japanese>

（２）支援を必要とする障害者への説明について

給付金の申請手続は、具体的には、市区町村が障害者に送付する申請書に必要事項を記載し、必要書類とともに市区町村に返送するか、マイナポータルサイトからオンラインで申請を行うこととなります。（給付金の申請の流れについては別紙１リーフレット参照）

障害者が居住する関係施設へ申請書が届いた場合や、関係者が障害者の自宅への訪問等を通じて申請書が届いていることを確認した場合は、御本人に申請書をお渡しいただいた上で、以下についてお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

- ① 申請書が、給付金を受け取るための大切な書類であり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 給付金を受け取るためには申請書に必要事項を記入して返送するか、マイナポータルサイトからオンラインで申請していただく必要があること
- ③ 御不明点等については、「特別定額給付金コールセンター」に相談可能であること（別紙１のリーフレットの電話番号を参照）

（３）支援を必要とする障害者の家族等への連絡及び申請・受給の代理について

御自身にて申請書を確認することが難しいといった事情がある場合は、関係者から、障害者の御家族、後見人又は身元引受人等に対して、申請書の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願いいたします。

また、申請書の必要事項を自筆で記入することや、単独で給付金を受け取ることが難しい場合には、代理人が代理で申請・受給することが可能です。

例えば、

- ・ 自治会長、親類の者その他平素から世帯主本人の身の回りの世話をしており、市区町村が特に認める者

- ・ 施設職員

による代理が考えられます。

申請・受給を代理で行う際の留意点等については、「特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について」（令和２年４月２７日総務省自治行政局特別定額給付金室事務連絡）

（別紙２）、「特別定額給付金事業における民生委員への協力依頼に係る留意事項について」（令和２年５月２２日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）（別紙３）、「特別定額給付金の申請・代理に係る委任状に関する留意点について」（令和２年６月２日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）（別紙４）を参照ください。

また、「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するＱ＆Ａについて」（令和２年５月２日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室）（別紙５）において、障害者に成年後見人等の法定代理人がついており市区町村から当該障害者に係る各種通知文書を成年後見人等に送付する取扱いを行っている場合には、市区町村の判断により給付金の申請書についても成年後見人等に送付することを認める取扱いとしていることに御留意ください。

特別定額給付金のご案内

お一人、10万円の給付です。

申請手続きで皆様が記載する事項を最小限にしています。

誰に？

令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方

いつから？

申請の受付開始日は市区町村ごとに決定し、

できるだけ早く申請書を郵送します。

申請は受付開始日から3か月以内に行ってください。

どうやって申し込む？

市区町村が申請書に皆様の氏名や生年月日を記載し、郵送します。

感染拡大防止のため、郵送やオンラインでの申請をお願いします。

郵送申請

申請書に振込先口座などを記入して、
必要書類とともに市区町村に返送ください。

オンライン
申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、
マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。

- 世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。
- 口座をお持ちでない方は、必要書類を持って市区町村の窓口にお越しください。窓口で給付します。

▶詳しくは、以下のURLまたはQRコードから

<https://kyufukin.soumu.go.jp>



▶お問合せ先は、こちら（特別定額給付金コールセンター）

0120-260020（フリーダイヤル 応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30）

03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで、平日9:00～18:30）

サギ（詐欺）に注意！！

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。

給付金に関連して、国や市区町村が以下のようなことをすることは

【絶対に】ありません。

- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること

不審なメールは、URLをクリックしたり、添付ファイルを開かないでください。

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

- ▶お住まいの市区町村
- ▶お近くの警察署
- ▶警察相談専用電話「#9110」
- ▶消費者ホットライン「188」
- ▶新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」（5/1以降）

よくあるご質問

マイナンバーカードがないとオンライン申請はできませんか？

オンライン申請にはマイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカードをお持ちでない方は郵送申請をお願いします。

DV被害で、住んでいる市区町村と住民票の市区町村が異なります。 どうすればいいですか？

給付を受けるため、できる限り早く、今お住まいの市区町村に、
DVなどを理由に避難していることを申し出て、確認を受けてください。
詳しくは、その市区町村におたずねください。

外国人にも給付されますか？

令和2年4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方なら
外国人の方にも給付されます。
なお、外国人の方のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、給付されません。

申請書以外に準備すべき書類はありますか？

申請方式により、以下の書類が必要となります。

郵送方式

①本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し

②振込先口座確認書類

金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、
インターネットバンキングの画面の写し
(水道料引き落とし等に使用している受給権者名義の口座である場合には不要)

オンライン 申請方式

②振込先口座確認書類

※マイナンバーカードを持っている方は、
電子署名により本人確認を実施するので、①本人確認書類は不要です。

詳しくはこちら

特別定額給付金
コールセンター

0120-260020

(5月2日以降)

03-5638-5855 (5月1日まで)



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 7 日

各都道府県特別定額給付金担当部長 } 殿
各指定都市特別定額給付金担当局長 }

総務省自治行政局特別定額給付金室長

特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について

標記の件について、別紙のとおり取りまとめましたので、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について、管内の市区町村に対して御連絡いただくようお願いいたします。

特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について

特別定額給付金（以下「給付金」という。）の申請・受給対象者は、対象者個人であり、申請・受給対象者本人が給付金の申請・受給者となる。一方で、申請・受給対象者本人による給付金の申請・受給が困難であるケースも想定されるため、他者によるなりすましなどの不適正な行為が発生するおそれなども考慮した上で、対象者本人に代わり、給付金の代理申請・受給ができる者の範囲については、以下のとおりとする。

1 代理申請・受給ができる者の範囲

- (1) 令和2年4月27日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）
- (3) 親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市区町村が特に認める者
 - 申請・受給対象者本人による申請・受給が困難な場合で、かつ、代理が当該支給対象者のためであると認められる場合の任意代理として、例えば、下記のような場合が想定される。
 - ① 単身世帯で寝たきりの者や認知症の者など
 - ・ 民生委員、自治会長、親類の者その他平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている者について、当該者による代理申請・受給が適当であると市区町村長が特に認める場合には、当該者による代理が可能。
 - ・ この場合、市区町村長は、本人と代理人との関係を説明する書類や、民生委員であることを証する書類の提示・写しの添付を求めたり、個別に委嘱状を交付するなどして、当該代理が、これらの者が寝たきりの者や認知症の者などのためになすものであることを確認することとする。
 - ② 老人福祉施設、児童養護施設・乳児院等及び知的・精神障害者施設に入所している者
 - ・ 施設の職員による代理が可能。
 - ・ この場合、市区町村長は、口頭で質問したり、個別に委嘱状を交付するなどして、当該代理が、施設の職員が施設入所者のためになすものであることを確認することとする。
 - ③ 里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住民登録されている者
 - ・ 里親による代理が可能。
 - ・ この場合、市区町村長は、里親であることを証する書類として措置決定通知書の提示等を求めるなどして、当該代理が、里親が里子のためになすものであることを確認することとする。
 - ④ 配偶者からの暴力を受けているDV被害者
 - ・ 民間支援団体による代理が可能。

- ・ この場合、市区町村長は、本人と代理人との関係を説明する書類や、民間支援団体の職員であることを証する書類の提示・写しの添付を求めたり、個別に委嘱状を交付するなどして、当該代理が、DV被害者のためになすものであることを確認することとする。
- ⑤ 留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者
 - ・ 当該未決拘禁者は、弁護士による代理が可能。
 - ・ この場合、市区町村長は、本人と代理人との関係を証する書類の提示を求めるなどして、当該代理が、未決拘禁者のためになすものであることを確認することとする。

2 代理人の本人確認及び本人と代理申請する者との間の代理関係の確認

代理人が給付金の受給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出することとする。

また、市区町村長は、当該代理人の本人確認ができなかった場合又は本人と代理申請・受給する者との間の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けないものとする。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 22 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

特別定額給付金事業における民生委員への協力依頼に係る留意事項について

特別定額給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、別添のとおり、令和 2 年 5 月 22 日に、全国民生委員児童委員連合会から都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会に対し、「特別定額給付金の代理申請・受給要請に関する民生委員・児童委員の対応方針（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金給付事業に関して）」が示されました。

特別定額給付金の申請・給付事務を進めるに当たって、申請に向けた支援を必要とする方に関し、市区町村が民生委員へ協力を依頼する場合には、例えば、申請手続の情報提供や申請書の記入の支援などの協力が考えられますが、その際には、別添も参照しつつ、あらかじめ、市区町村の民生委員児童委員協議会と、協力いただく範囲・内容を協議いただくようお願いします。また、民生委員の協力にあたって、市区町村は、個々の民生委員の意向を十分尊重しつつ、民生委員が金銭トラブル等に遭うことがないように、配慮をお願いします。また、各地域の新型コロナウイルス感染状態を踏まえつつ、感染症予防への十分な配慮をお願いします。

都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段のご配慮をお願いします。

なお、本事務連絡は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

全社民発第 46 号
令和 2 年 5 月 22 日

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会
会長 各位

全国民生委員児童委員連合会
会長 得能 金市
(公印略)

特別定額給付金の代理申請・受給要請に関する民生委員・児童委員の対応方針
(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金給付事業に関して)

本会事業の推進に日ごろよりご協力くださり深謝申し上げます。

さて先月末総務省が、新型コロナウイルス感染症緊急対策に基づく特別定額給付金に関する事務連絡を発出しました(令和 2 年 4 月 30 日、「特別定額給付金給付事業について」、別添 1)。

全国で当該給付金の申請手続きが開始されたことに伴い、すでに民児協や民生委員・児童委員(以下、民生委員)に文書等で代理申請・受給に対する協力を要請した市区町村があります。また、民生委員が給付金を代理申請・受給できる旨がホームページ等で広報されています。

全民児連では、金銭が絡む支援活動がトラブルに発展した事例があることから、「金銭の取り扱いが伴う場合の民生委員・児童委員の支援の考え方」(平成 17 年 9 月、別添 2)を示しています。民生委員は金銭の取り扱いが伴う支援を直接に行うべきではないこととした活動方針です。

今般の特別定額給付金給付事業でもこの考え方を基本とし、また新型コロナウイルス感染予防・拡大防止に十分配慮して対応することが重要と考えます。

これらを踏まえ、対応方針と留意点を以下に整理しましたのでご参照ください。

記

1. 添付書類

(1) 別添 1 総務省事務連絡

「特別定額給付金給付事業について」

(令和2年4月30日、総務省自治行政局地方政策課特別定額給付金室長事務連絡、
都道府県・指定都市特別定額給付金担当部長あて)

(2) 別添 2 全民児連提示方針

「金銭の取り扱いが伴う場合の民生委員・児童委員の支援の考え方について」
(平成17年9月、全国民生委員児童委員連合会)

2. 対応方針、留意点

- (1) 代理申請・受給は民生委員の本来職務ではなく、とくに代理受給による金銭の取り扱いを伴う支援は、行うべきではないことが基本です。
- (2) 見守り等の対象者から相談があった場合は、申請手続きの情報提供や申請書の記入の支援など、可能な範囲で必要な支援を委員活動として取り組みましょう。
- (3) 市区町村（民児協担当部課、特別定額給付金給付事業担当部課等。以下同じ）より協力要請があった場合は、民児協が組織として協力できる範囲、内容をご協議ください。（例えば、親族や法定後見人などがいない場合に限り、本人の意向と市町村等からの要請により一定の範囲での支援を行う、など）
- (4) また、申請等の支援にあたっては、市区町村の協力要請のもとに行うことを確認し、民生委員が金銭トラブル等に遭うことがないように、十分な配慮を市区町村に求めてください。地域の新型コロナウイルス感染状況も踏まえ、個々の民生委員の意向をおうかがいください。
- (5) ひとり暮らしの寝たきりの方や認知症の方の同居以外の家族等から、民生委員に直接、代理申請等の依頼があった場合は、委員個人で判断することなく民児協が組織として受けとめ、市町村と十分に連携・調整のうえ、対応をご検討ください。

※各地域の感染者数などの状況に鑑み支援活動をご検討ください。
新型コロナウイルス感染拡大下での全民児連発信事項はこちらです。
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/news/>

3. 総務省事務連絡（抜粋）

注：下線は全民児連事務局、*1と*2の表記は原文どおり

特別定額給付金給付事業実施要領

令和2年4月30日

第1章 基本的枠組み

第6 代理人の範囲

1 申請・受給権者に代わり、代理人として申請を行うことのできる者は、原則として次の(1)から(3)までに掲げる者に限るものとする。（「特別定額給付金(仮称)の申請・受給の代理について」（令和2年4月27日事務連絡）参照）

- (1) 基準日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の判断が審判された保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など)
- (3) 親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回り*1の世話をしている者等で市区町村が特に認める者
- (4) 申請・受給権者本人による申請・受給が困難な場合で、かつ、代理が当該支給対象者のためであると認められる場合の任意代理として、例えば、下記のような場合が想定されるものであること。

① 寝たきりの者や認知症の者等の場合

民生委員、自治会長、親類の者その他の平素から申請・受給権者本人の身の周り*2の世話をしている者について、当該者による代理申請・受給が適当であると市区町村長が特に認める場合には、当該者による代理が可能であること。

この場合、市区町村長は、申請・受給権者と代理人との関係を説明する書類や、民生委員であることを証する書類の提示・写しの添付を求めたり、個別に委嘱状を交付するなどして、当該代理が、これらの者が寝たきりの者や認知症の者などのためになすものであることを確認することとすること。

(中略)

2 代理人の本人確認及び申請・受給権者と代理人との間の代理関係の確認については次の(1)及び(2)のとおりとすること。

- (1) 代理人が給付金の代理申請・受給をするときは、原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出することに加え、代理人の本人確認書類及び申請・受給権者との間の代理関係を確認すること。

(以下略)

全国民生委員児童委員連合会

全国社会福祉協議会 民生部 内

TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748 (民生部共通) z-minsei@shakyo.or.jp

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4階

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 2 日

各都道府県特別定額給付金担当部
各指定都市特別定額給付金担当局 } 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

特別定額給付金の申請・代理に係る委任状に関する留意点について

特別定額給付金事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、あつく御礼を申し上げます。

特別定額給付金の申請・代理については、「特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について」（令和2年4月27日付け事務連絡）において、

- ・代理人が給付金の受給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出することとする。
- ・また、市区町村長は、当該代理人の本人確認ができなかった場合又は本人と代理申請・受給する者との間の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けられないものとする。

旨ご連絡したところですが、今般、申請書の委任欄に虚偽の内容を記載し、これを基に代理申請を行ったとされる事案が判明したことから、特別定額給付金の申請・受給に係る委任状の取扱いについて、【別添】の内容について改めて留意いただきたく、ご連絡いたします。

なお、成年後見人等に関する委任状の取扱いは、「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するQ&Aについて」（令和2年5月2日付け事務連絡）のとおりです。

都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について、管内の市区町村に対して御連絡いただくようお願いいたします。

特別定額給付金の申請・代理に係る委任状に関する留意点について

- 1 代理人（申請・受給権者の親権を有する者を含む。以下同じ。）が給付金の受給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する必要があること。
- 2 委任状の作成及び委任欄への記載については、当然のことながら、特別定額給付金の申請・受給権者本人が行うべきものであること。
- 3 各市区町村において、申請・受給権者が作成した委任状がない又は委任欄が申請・受給権者本人によって記載されたものでないことが確認された場合は、本人による委任状の提出又は委任欄への記載を求め、これに応じない場合には、給付決定を行わないこととすべきであること。
- 4 代理申請・受給の際に提出された委任状が、申請・受給権者が記載したものではなく、有効な申請でないことが確認された場合、当該者への給付は補助対象とはならないこと。
- 5 各市区町村においては、1 から 4 に留意しつつ、代理人からの申請があった場合であって、例えば、以下のような場合には、代理人に対して、申請・受給権者本人が作成した委任状又は申請・受給権者本人によって記載された委任欄であることの確認を徹底されたいこと。
 - ・申請のみならず受給まで代理で行う場合
 - ・受給権者である世帯主が単身世帯であり、死亡届が出されている場合
 - ・その他明らかに不自然であるような場合

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課
特別定額給付金室

特別定額給付金事業における成年後見人等による
申請・受給の代理に関する Q & A について

特別定額給付金事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

特別定額給付金（以下「給付金」という。）の代理申請・受給については、「特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について」（令和 2 年 4 月 27 日付け総務省自治行政局特別定額給付金室長事務連絡）によることとしていますが、今般、別紙のとおり、給付金の代理申請・受給を行う法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）に関する Q & A を取りまとめましたので御連絡いたします。

都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮を御願いたします。

特別定額給付金事業における成年後見人等による
申請・受給の代理に関するQ & Aについて

令和2年5月2日版
総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

問1： 申請・受給対象者本人（以下単に「本人」という。）が成年被後見人である場合に、本人の代理人として成年後見人が申請するときは、委任状の提出が必要か。

（答）

- 当該代理人が、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）により成年後見人と確認できる場合は、委任状の提出は不要。

問2： 本人が被保佐人又は被補助人である場合に、本人の代理人として保佐人又は補助人が申請するときは、委任状の提出が必要か。

（答）

- 当該代理人が、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）により保佐人又は補助人と確認でき、かつ、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが代理権目録（の写し）により確認できる場合（※）は、委任状の提出は不要。

（※）保佐・補助開始の申立てに関し裁判所が示している最新の書式においては、代理権の一項目として「臨時給付金その他の公的給付の受領」が示されていることから、この項目の有無によって確認可能と考えられるが、登記した時期が古い等の場合は個別判断による。

問3： 本人が成年被後見人等である場合に、市町村の判断により、申請書の送付先を成年後見人等にすることは可能か。

（答）

- 可能である。
- 現状、各自治体において、成年被後見人等に関する各種通知文書を、成年後見人等に送付する取扱いを行っている場合がある。そのような場合には、関係部局で連携の上、特別定額給付金の申請書についても、同様に成年後見人等に送付することを積極的に検討頂きたい。